

# 新潟市水道局非常勤職員要綱

平成7年3月7日制定  
平成7年4月1日施行  
平成8年4月1日改正  
平成11年4月1日改正  
平成13年1月1日改正  
平成14年4月1日改正  
平成15年4月1日改正  
平成16年4月1日改正  
平成19年4月1日改正  
平成21年4月1日改正  
平成22年6月30日改正  
平成23年4月1日改正  
平成24年4月1日改正  
平成24年9月1日改正  
平成25年4月1日改正

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新潟市水道局の非常勤職員の勤務時間、報酬、その他就業に関する事項を定めることにより、当該職員の適正な人事管理と福祉向上に資することを目的とする。

2 非常勤職員の取扱いについては、法令その他の別の定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、非常勤職員（以下「職員」という。）とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員をいい、次の各号により区分するものとする。

(1) 第1号非常勤職員 1週間当たりの勤務時間が、本市の一般職に属する常勤の職員（以下「一般職常勤職員」という。）の勤務時間の4分の3である職員をいう。

(2) 第2号非常勤職員 1週間当たりの勤務時間が、第1号非常勤職員の勤務時間に満たない職員をいう。

(3) 第3号非常勤職員 職務の性質上勤務時間を定めることが適当でない職員をいう。

2 前項の区分のほか、一般職常勤職員で、定年に達したことにより退職した者（定年退職に準ずる理由で退職したものを含む。）若しくは在職20年以上で定年に達する日以

降における最初の3月31日より前に退職した者で、職員に任用されているもの又はこれに準ずると管理者が認めるものは「再雇用非常勤職員」といい、これ以外で職員に任用されているものは「一般非常勤職員」という。

(職名)

**第3条** 職員の職名は、非常勤嘱託とする。ただし、特別の事情によりこれによりがたい場合は、この限りではない。

## 第2章 任用

(任用)

**第4条** 一般非常勤職員は、年齢18歳以上60歳未満の者、再雇用非常勤職員は、年齢62歳未満の者のうちから職務遂行上適当と認めるものを選考のうえ、管理者が任命する。ただし、当該上限年齢以上の者であっても、特別の事情により、管理者が認めるものにあつては、任命できるものとする。

2 地方公務員法第16条各号の一に該当する者は任用しない。

(任用期間)

**第5条** 職員の任用期間は1年以内とする。ただし、当該期間は会計年度を超えないものとする。

2 前項の任用期間は、管理者が公務の能率的運営を確保するため必要があると認める者について更新することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

3 前項により更新する場合は、通算して5年を限度とする。ただし、資格、免許を要するなど特に採用が困難である等、管理者が特に必要と認める職員はこの限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、第3号非常勤職員で管理者が特に認める職員には、期間を定めずに任用することができる。

(離職)

**第6条** 職員は任用期間の途中で退職しようとする場合は、退職しようとする日の30日前までに管理者に願い出なければならない。

2 職員が次の各号の一に該当する場合、管理者は労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定するところにより、当該職員を解職することができる。

(1) 勤務成績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 事務又は事業の運営上、任用を継続する必要がなくなった場合

- (4) 法令，条例，規則等又はこの要綱に違反した場合
  - (5) 職務上の義務に違反し，又は職務を怠った場合
  - (6) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
  - (7) 前各号に定めるもののほか，勤務させることが不相当と認められた場合
- 3 職員は，任用期間の途中で第4条第2項に該当するに至った場合は，その職を失う。
- 4 職員は任用期間が満了した場合は，当然に離職する。

### 第3章 勤務時間・休暇等

(勤務時間及び休憩時間)

**第7条** 職員の勤務時間及びその割振りは，所属長が総務部長と協議のうえ，職務実態に応じ定める。

2 職員の休憩時間は，勤務時間の中に60分置くことを原則とするが，勤務時間又は職務実態に応じ，これによらないこともできる。ただし，この場合においても，労働基準法第34条の規定を下回るものであってはならない。

3 臨時又は緊急の場合には，所属長は第1項の規定により定められた勤務時間の割振りにかかわらず，当該割振りを同一週内において調整することにより変更することができる。

4 前項の場合において，所属長は当該調整が恒常的になされることを容認されたものとして運用してはならない。

5 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は，必要に応じ，所属長から職員の勤務時間及びその割振りについて，報告を求めることができる。

(週休日及び休日)

**第8条** 所属長は，総務部長と協議のうえ，職員の職務実態に応じ，労働基準法第35条の規定に則り，週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）を定める。ただし，所属長は，職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は，勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち当該週休日と同一週内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 次の各号に掲げる日は休日とし，勤務することを要しない。ただし，職員の業務上の必要により，これによりがたい場合は，所属長は総務部長と協議のうえ，別段の定めをすることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に規定する日を除く。）
- （超過勤務）

**第9条** 所属長は、第1号非常勤職員及び第2号非常勤職員に正規の勤務時間を超えて勤務を命ずることはできない。ただし、業務上やむを得ず、当該勤務を命ずる必要がある場合には、所属長は総務課長と事前に協議しなければならない。

（年次有給休暇）

**第10条** 第1号非常勤職員及び第2号非常勤職員に1週又は1年の所定勤務日数別に、その任用期間にかかる月数（1月未満の端数は1月に切り上げる。）に応じ、当該職員の請求により、別表第1に掲げる日数の年次有給休暇を与える。

2 年次有給休暇の日数計算は会計年度による。

3 年次有給休暇は、1日（第1号非常勤職員にあつては1日又は1時間）を単位として与える。

4 1時間を単位とする年次有給休暇は、その者の1週当たりの勤務時間を1週当たりの勤務日数で除して得た時間（1時間未満の端数は1時間に切り上げる。）をもって1日に換算する。

5 第5条第2項の規定に基づき、任用期間の更新がされた場合において、この項の規定により付与された日数を除き、更新前に与えられた年次有給休暇のうち、その全日数を使用しなかった職員に対しては、その休暇の残日数（ただし、別表第1に規定する所定勤務日数に対応する12月任用する場合の年次有給休暇日数を超えることはできない。）を更新時に第1項の規定により付与する年次有給休暇と別に加える。

（有給の特別休暇）

**第11条** 第1号非常勤職員及び第2号非常勤職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員の請求により、有給の特別休暇を与えるものとし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間
- (3)の2 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる期間
- (3)の3 妊娠中の女性職員が通勤に交通機関を利用する場合で、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる期間
- (4) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (5) 生理日の就業が著しく困難な場合 連続する2日以内で必要とする期間
- (6) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間。ただし、1日に割り振られた正規の勤務時間が4時間以内の場合は、1日1回30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回又は1回、それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (7) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (8) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当

該結婚の日後1月を経過するまでの間における原則として連続する5日の範囲内の期間

(9) 職員の妻（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における2日の範囲内の期間

(9)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における3日の範囲内の期間

(10) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(11) 次に掲げる者（イからカに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号において「要介護者」という。）の介護を行う職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者

エ 配偶者の父母の配偶者

オ 子の配偶者

カ 配偶者の子

(12) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が

葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(13) 職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(14) 職員が夏季における盆等の諸行事，心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合（第1号非常勤職員及び管理者が特に認める職員に限る。） 一の年の7月から9月の期間内における，原則として連続する5日の範囲内の期間

(15) 地震，水害，火災その他の災害により職員の現住居が滅失し，又は損壊した場合で，職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

(16) 地震，水害，火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(17) 地震，水害，火災その他の災害時において，職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(18) 妊娠に起因するつわり，浮腫，たんぱく尿，高血圧症，静脈瘤，その他これらに類する症状により就業が著しく困難な場合 一の期間内において，10日未満の範囲内でその都度必要とする期間

2 前項第3号に掲げる出産予定日以前の休暇を，出産が早まったことにより4週間（多胎妊娠の場合にあっては，8週間）以上とらなかった場合においては，その残日数から28を減じた日数を出産後の休暇に繰り越すことができる。

3 第1項の期間の計算については，同項第14号の場合を除き，その期間中に週休日及び休日を含むものとする。

（療養休暇）

**第12条** 職員が負傷又は疾患により療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は，管理者は当該職員に対し，次の各号の期間の療養休暇を命ずることができる。

- (1) 公務又は通勤による負傷又は疾患の場合 医師の証明により、管理者が必要と認める期間
- (2) 前号以外による負傷又は疾患の場合 医師の証明により、2箇月以内で管理者が必要と認める期間
- 2 前項の期間の計算については、前条第3項を準用する。
- 3 第1項第1号の療養休暇は有給とし、同項第2号の療養休暇は無給とする。
- 4 療養休暇の期間は、最初の欠勤日から起算する。
- 5 第1項第2号において、療養休暇を与えられた職員が出勤した後、3月以内において同一の負傷又は疾患のため再び療養休暇を与えられたときは、療養期間は前後の期間を通算する。この場合の療養休暇の計算については30日をもって1月とする。
- 6 療養休暇を与えられた職員が勤務できるまでにその健康を回復したときは、速やかに、勤務できる旨を証明した医師の診断書を添えて管理者に出勤を届け出なければならない。  
(介護休暇)

**第12条の2** 第1号非常勤職員及び管理者が認める職員に、一般職常勤職員の例により介護休暇を与える。

(休暇期間の通算)

**第13条** 第5条第2項に基づき任用期間を更新するときに前3条各条に規定する休暇を与えている場合のその期間の日数計算は、更新前後の当該休暇期間を通算する。

(欠勤)

**第14条** 年次有給休暇のない職員が欠勤する場合には、所属長に理由を付し届け出なければならない。

#### 第4章 報酬等

(報酬)

**第15条** 職員に、管理者が別に定めるところにより、報酬を支給する。

- 2 第1号非常勤職員及び第2号非常勤職員の報酬は月額とする。

(割増報酬)

**第16条** 所属長から第9条ただし書に基づき、正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、当該勤務時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる場合に応じ当該各号の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た



額を割増報酬額として、当該勤務を命ぜられた日の属する月の翌月の報酬額に合わせ支給する。

(1) 勤務日において正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合 100分の125

(2) 週休日又は休日において勤務を命ぜられた場合 100分の135

(報酬の日割計算及び減額)

**第17条** 職員が月途中で任用又は離職（死亡した場合を除く。）した場合の報酬は、一般職常勤職員の例により日割計算により支給する。

2 職員が勤務しないときは、有給の休暇を与えられた場合又は特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を一般職常勤職員の例により減額して支給する。

3 職員が月途中で死亡した場合の報酬は、その月の全額を支給する。

(勤務年数加算)

**第17条の2** 第1号非常勤職員（再雇用非常勤職員及び管理者が定める職員を除く。）及び管理者が特に認める職員の任用期間を年度当初において第5条第2項に基づき更新する場合は、当該職員の在職期間に応じ、管理者が別に定める額を加算して報酬月額を決定する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

**第18条** 勤務1時間当たりの報酬額の算定は、一般職常勤職員の例による。

**第19条** 削除

(加給額)

**第20条** 通勤のために要する費用として、各月の初日に在職する第17条の2に規定する職員（第1号非常勤職員の再雇用非常勤職員を含む。）に加給額を毎月の報酬額に合わせ支給することができる。

2 前項の加給額の算定は、管理者が別に定める。

(費用弁償)

**第21条** 職員の費用弁償については、管理者が別に定める。

**第21条の2** 削除

## 第5章 服務

(服務の基本)

**第22条** 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、誠実に職務を

遂行しなければならない。

(法令等の遵守)

**第 2 3 条** 職員は、職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従うとともに、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(禁止行為)

**第 2 4 条** 職員は、公務員としての信用を傷つけ、又は局の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密の保持)

**第 2 5 条** 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。離職後も同様とする。

(職務に専念する義務)

**第 2 6 条** 職員は、管理者が特に認める場合を除き、職務の遂行に全力を挙げて専念しなければならない。

(兼職制限)

**第 2 7 条** 第 1 7 条の 2 に規定する職員（第 1 号非常勤職員の再雇用非常勤職員を含む。）が、地方公務員法第 3 8 条に規定する営利企業等に従事しようとするときは、その事由及び期間等を示して、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

## 第 6 章 福利・厚生

(公務災害補償等)

**第 2 8 条** 職員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）の規定するところによる。

(社会保険の適用)

**第 2 9 条** 職員は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）及び雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の規定するところにより、社会保険に加入するものとする。

(健康診断)

**第 3 0 条** 職員の健康診断については、一般職常勤職員の例による。

## 第 7 章 補則

(委任)

**第 3 1 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、総務部長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において非常勤職員であった者で、引き続き施行日において職員であるものは、第5条第2項に基づき任用期間が更新されたものとみなし、次の区分による日数を第10条第4項の年次有給休暇の「残日数」とみなして同項を適用する。

(1) 平成6年4月1日以降任用された職員 施行日の前日までの継続する任用月数に応じそれぞれ別表第1に掲げる年次有給休暇の日数に2分の1を乗じて得た日数（小数点以下の端数は切り上げる。）

(2) 前号以外の職員 別表第1に掲げる年次有給休暇の日数

**附 則**

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市水道局非常勤職員要綱第11条第1項6号の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たな取得する休暇（再度取得する場合を含む。）から適用し、施行日の前日までに施行日以後も休暇を継続して取得する承認を受けている場合における施行日以後の当該休暇の期間については、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第2号の改正規定は、同年5月21日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の第11条第1項第10号の規定により与えられた休暇は、改正後の第11条第1項第10号の規定により与えられた休暇とみなす。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**別表第1 (第10条関係)**

職員の年次有給休暇の日数

任用月数 所定勤務日数		12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
		週5日以上 年217日以上	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3
週4日 169日から216日まで	16	15	13	12	11	9	8	7	5	4	3	1	
週3日 121日から168日まで	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
週2日 73日から120日まで	8	7	7	6	5	5	4	3	3	2	1	1	
週1日 48日から72日まで	4	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	0	

別表第 2（第 1 1 条関係）

職員の親族の死亡の場合の特別休暇の日数

親 族	日 数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日